北都銀行と荘内銀行の合併に伴う銀行名・金融機関コードの
変更について（お知らせ）

北都銀行と荘内銀行が令和９年１月に合併し、「フィデア銀行」として新たにスタートすることに伴い、現在、介護給付費等のお振込に北都銀行または荘内銀行の口座を指定されている介護保険事業者の皆様につきましては、銀行名・金融機関コードの変更が、以下のとおり必要となります。

	合併前	合併前	合併後
銀行名 （カナ銀行名）	北都銀行 （ホクト）	荘内銀行 （ショウナイ）	フィデア銀行 （フィデア）
金融機関コード	０１２０	０１２１	０１２１

本会では、**現在、介護給付費等のお振込に北都銀行または荘内銀行の口座を指定され、合併後も引き続き「フィデア銀行」として同じ口座を指定される介護保険事業者の登録情報を、本会において一律に「北都銀行」または「荘内銀行」から「フィデア銀行」に変更する**ことにいたしました。

よって、**上記に該当する介護保険事業者におかれましては、口座情報の変更のお手続きはご不要となります。**

なお、以下の点についてご留意ください。

〇留意事項

1. 本会の事務処理の都合上、本会から介護保険事業者の皆様に発行します**各種書類に記載される金融機関名は、１月に到着する分につきましては、合併前の「北都銀行」と「荘内銀行」になります**ので、大変ご不便をおかけしますが**「フィデア銀行」にお読み替えください**ますようお願いいたします。

2. 今後、北都銀行と荘内銀行の合併に合わせて、**別の金融機関の口座に振込先の変更を希望される場合は、電子請求受付システムから「請求及び受領に関する届出」をご提出していただくか、本会ホームページに掲載の「介護給付費の請求及び受領に関する届」に変更後の口座番号、カナで印字された口座名義を確認できる預金通帳等のコピーを添付のうえ、**本会あてに送付をお願いいたします。

3. 委任状につきましては、申請者（開設者）と受領者（口座名義人）が異なる場合のみ御提出ください。

電子請求受付システム URL（https://www.e-seikyuu.jp）

本会ホームページ「介護給付費等の請求及び受領に関する届」
（https://www.akita-kokuhoren.or.jp/kaigojigyou/kaigojigyou_densan1-3-2/）
介護保険事業者の皆様　＞　介護給付費の請求及び受領に関する届